添付書類A

1. 代理人としてのApple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc. (以下「Apple Canada」といいます)を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited (以下「APL」といいます)を指名するものとします。

オーストラリア

ニュージーランド

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条(以下参照)に従い、Apple Inc.を指名するものとします。

米国

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に 所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法2295条以下に従い(以下参照)、Apple Services LATAM LLCを指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントルシア
アングィラ	チリ*	ホンジュラス*	セントビンセントおよび
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	グレナディーン諸島
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	スリナム
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	トリニダード・トバゴ
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	タークス・カイコス諸島
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ウルグアイ
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	ベネズエラ*
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
英領ヴァージン諸島	ガイアナ	セントクリストファー・ネイビス	

^{*}カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第643条に従い、iTunes株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショナーとしてのApple

デベロッパは、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショナーとして、Apple Distribution International Ltd.を指名するものとします。本契約において「コミッショナー」とは、多くの大陸法系法制度において一般的に認識されているとおり、自己のために行為することを目的とし、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します。

アフガニスタン	アルジェリア	アルメニア	アゼルバイジャン
アルバニア	アンゴラ	オーストリア	バーレーン*

ベラルーシ ギリシャ* ベルギー* ギニアビサウ 香港* ベナン ブータン ハンガリー ボスニア・ヘルツェゴビ アイスランド* インド ボツワナ インドネシア ブルネイ イラク ブルガリア* アイルランド* ブルキナファソ イスラエル* カンボジア イタリア* カメルーン ヨルダン カーボベルデ カザフスタン チャド ケニア 中国* 韓国* コンゴ民主共和国 コソボ コンゴ共和国 クウェート コートジボワール キルギスタン クロアチア ラオス キプロス* ラトビア* チェコ共和国 レバノン デンマーク* リベリア エジプト* リビア エストニア* リトアニア* フィジー ルクセンブルク* フィンランド* マカオ マケドニア フランス* ガボン マダガスカル ガンビア マラウィ ジョージア マレーシア* ドイツ* モルディブ ガーナ マリ

マルタ共和国* モーリタニア モーリシャス ミクロネシア連邦 モルドバ モンゴル モンテネグロ モロッコ モザンビーク ミャンマー ナミビア ナウル ネパール オランダ* ニジェール ナイジェリア ノルウェー* オマーン パキスタン パラオ パプアニューギニア フィリピン* ポーランド ポルトガル カタール* ルーマニア* ロシア* ルワンダ サントメ・プリンシペ

サウジアラビア*

セネガル

セルビア

シエラレオネ シンガポール* スロバキア* スロベニア* ソロモン諸島 南アフリカ スペイン* スリランカ スワジランド スウェーデン* スイス* 台湾* タジキスタン タンザニア タイ* トンガ チュニジア トルコ* トルクメニスタン アラブ首長国連邦* ウガンダ ウクライナ* 英国* ウズベキスタン バヌアツ ベトナム* イエメン ザンビア ジンバブエ

セイシェル

^{*}カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類B

1. Appleは、税の適用がある場合、App Store Connectサイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙2の第3.2条に記載されている税金を徴収し、また以下の国に所在するカスタムAppの配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙3の第3.2条に記載されている税金を徴収し、管轄の税務当局に納付するものとします。

アルバニア チェコ共和国 アルメニア デンマーク オーストラリア エストニア オーストリア フィンランド バハマ フランス バーレーン ジョージア バルバドス ドイツ ベラルーシ ギリシャ ベルギー ハンガリー ボスニア・ アイスランド ヘルツェゴビナ インド ブルガリア インドネシア** カナダ アイルランド カメルーン イタリア チリ ケニア 中国* 韓国** コロンビア コソボ クロアチア ラトビア キプロス

リトアニア ルクセンブルク マレーシア マルタ共和国 メキシコ*** モルドバ オランダ ニュージーランド ナイジェリア ノルウェー オマーン ポーランド ポルトガル ルーマニア ロシア** サウジアラビア セルビア シンガポール**

スロベニア 南アフリカ スペイン スウェーデン スイス 台湾 タジキスタン** タイ** トルコ ウクライナ アラブ首長国連邦 英国 米国 ウルグアイ† ウズベキスタン** ジンバブエ

スロバキア

2. Appleは、本添付書類Bの第1条に列挙されていない地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙2の第3.2条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとし、またかかる地域に所在するカスタムAppの配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙3の第3.2条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うものとします。

^{*}中国政府の要請に応じて徴収する特定の税金を除き、Appleは中国における追加の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。 デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

^{**}非居住者のデベロッパにのみ適用されます。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金(存在する場合)の徴収および納付について単独で責任を負い、Appleがこれを代わりに行うことはないものとします。

^{***}メキシコのVATの対象として地方税務当局に登録されていないデベロッパにのみ適用されます。メキシコのVATの対象として地方税務当局に登録されているデベロッパに対しては、Appleは、現地の法律に則り、(i) 現地の企業および外国人居住者に課せられる VATの合計額、および (ii) 現地の個人に適用されるVATの額およびその他のVATの額を徴収し、地方税務当局に対して納付するものとします。 現地の法律で義務付けられている場合、かかるVATの管轄の税務当局に対する納付については、デベロッパが責任を負うものとします。

[†]ウルグアイ政府の要請に応じてAppleが徴収する特定のデジタル取引に関する税金を除き、Appleはウルグアイにおける追加の税金 または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている場合、自身の収益に課せられる 税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

添付書類C

1. オーストラリア

1.1 一般規定

- (a) 1999年新税制(物品サービス税)法(以下、「GST法」といいます)で定義されている用語は、本第1条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (b) 本添付書類Cの第1条は、本契約の終了後も有効に存続します。

1.2 オーストラリアにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにAPLを指名している場合:

1.2.1 デベロッパは、GST法に基づくGSTの不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する国税庁長官 (以下、「長官」といいます)からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。加えて、デベロッパは、オーストラリアでGSTの登録を怠ったとして長官により課されるいかなる罰金についても、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

1.2.2 物品サービス税(GST)

(a) 総則

- (i) 本添付書類Cの第1.2条は、代理人であるAPLを介してデベロッパが行う、オーストラリアに関連する供給に適用されます。GST法で定義されている用語は、本第1.2条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (ii) 明示的に別途定められている場合を除き、別紙2および別紙3に基づく支払い合計金額または支払い合計金額の算出に使用される金額はすべてGSTを考慮せず決定されており、本第1.2条に基づき、支払うべきGSTを考慮に入れて額を増やす必要があります。
- (iii) 別紙2および別紙3に基づき供給者から受領者に行われる課税対象の供給がGSTの対象となる場合、受領者は、金銭的な対価の提供と同時にかつ同じ方法で、供給者にGSTを支払う必要があります。誤解を避けるために明記すると、これには、別紙2の第3.4条および別紙3の第3.4条に従ってAPLにより手数料として差し引かれるすべての金銭的な対価を含みます。
- (iv) 本条項に基づきGSTを理由としてAPLが回収できる金額は、科料、罰金、利息、およびその他の徴収金を含むものとします。
- (v) 本添付書類Cの第1条は、本契約の終了後も有効に存続します。
- (b) 居住デベロッパまたはABNを持つGST登録済みの非居住デベロッパ
 - (i) デベロッパがオーストラリアの居住者である場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号(以下、「ABN」といいます)を有しており、かつGST登録済みであるか、またはGST登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにGSTの登録申請を長官に提出済みであることが、別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、別紙2および別紙3の締結から30日以内に、デベロッパのABNおよびGST登録の十分な証拠を(App Store Connectサイトを使用して、デベロッパのGST登録証の写しまたはAustralian Business Registerからプリントアウトした証憑をAppleにアップロードすることにより) Appleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効なABNを保持しなくなった場合、またはGST登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。

- (ii) デベロッパが非居住であり、ABNを持つGST登録済みの事業者である場合、デベロッパが別紙2および別紙3の締結から30日以内に、デベロッパのABNおよびGST登録の十分な証拠をAppleに提供することが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、デベロッパがABNを持つGST登録済みの事業者でなくなった場合、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。
- (iii) デベロッパおよびAPLは、GST法の第153-50条における手続きを行うことに同意するものとします。さらに、デベロッパおよびAPLは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うエンドユーザーへの課税対象の供給について、以下に同意するものとします。
- (A) APLは、エンドユーザーに供給を行っているものとみなされます。
- (B) デベロッパは、対応する別個の供給をAPLに行っているものとみなされます。
- (C) APLは、自己の名において、第1.2.2条(b)(iii)項(A)に基づき行われる供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
- (D) デベロッパは、第1.2.2条(b)(iii)項(A)に基づき行われる課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。
- (E) APLは、別紙2および別紙3に基づきデベロッパがAPLに行う課税対象の供給(第1.2.2条(b)(iii)項(B)に基づき行われる課税対象の供給を含みます)について受領者作成のタックスインボイスをデベロッパに発行するものとします。
- (F) デベロッパは、別紙2および別紙3に基づきデベロッパがAPLに行う課税対象の供給(第1.2.2条(b)(iii)項(B)に基づき行われる課税対象の供給を含みます)についてタックスインボイスをAPLに発行しないものとします。

(c) 非居住でGST未登録のデベロッパ

デベロッパが非居住であり、ABNを持つGST登録済みの事業者でない場合:

- (i) APLは、自己の名において、代理人であるAPLを介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
- (ii) デベロッパは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイス または調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。

1.3 オーストラリアのデベロッパ – オーストラリア国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアの居住者であり、オーストラリア国外におけるマーケティング、ならびにオーストラリア国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号(「ABN」)を有しており、新税制である1999年物品サービス税法(「GST法」)に基づきGST登録済みであることを保証することがこの契約の条件の1つとなります。デベロッパは、別紙2および別紙3の締結から30日以内に、デベロッパのABNおよびGST登録の十分な証拠を(App Store Connectサイトを使用して、デベロッパのGST登録証の写しまたはAustralian Business Registerからプリントアウトした証憑をAppleにアップロードすることにより) Appleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効なABNを保持しなくなった場合、またはGST登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。

2. ブラジル

ブラジルにおけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがブラジルにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客に許可するためにApple Services LATAM LLCを指名している場合:

(A) 総則

- 2.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理してAppleが行う、エンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのデベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布に関する間接税(物品サービス税を含むがこれに限定されません)の納税義務、(ii) ブラジル政府への間接税の納税申告書の提出および間接税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で行う、間接税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。
- 2.2 デベロッパは、Appleがブラジル国内の第三者、Appleの子会社、または第三者ベンダー(以下、「徴収団体」といいます)を利用して、エンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客からライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに関する金額を徴収し、その金額をブラジルからAppleに送金してデベロッパの収益をデベロッパに送金できるようにすることを許可し、これに同意し、認めるものとします。
- 2.3 エンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客がライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対して支払った価格のブラジル国外への送金に源泉徴収税が適用される場合、徴収団体は、その源泉徴収税の全額をAppleのデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をデベロッパの名前でブラジルの所轄の税務当局に納付するものとします。徴収団体は、商業上現実的な努力を払って、個別の源泉徴収票を発行し、ブラジルの税法で定められているとおり、その源泉徴収票はAppleがデベロッパに提供するものとします。デベロッパは、該当する場合、外国税額控除を請求できるようにするためにデベロッパの居住地域の税務当局から求められているその他の文書の提供について全責任を負うものとします。

(B) 非居住デベロッパ

2.4 デベロッパがブラジルの居住者ではなく、デベロッパへの未払い金の総額のブラジル外への送金に源泉徴収税が適用される場合、デベロッパは、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に基づく源泉徴収税の軽減税率を請求するために、デベロッパの居住地域の証明書またはそれに相当する文書をAppleに提供することができるものとします。徴収団体は、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に定められている源泉徴収税の軽減税率(存在する場合)を適用するものとします。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他Appleにとって十分となる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書をAppleに提供した後に限ります。デベロッパは、Appleがデベロッパから提供される税法上の居住者証明書またはそれに相当する文書を承認および受諾した後にのみ、軽減税率が有効になることを認めるものとします。別紙2の第3.3条および別紙3の第3.3条の定めにかかわらず、Appleが当該税務文書を受領および承認する前にデベロッパの資金がブラジル国外に送金される場合、徴収団体は租税条約によって軽減されていない源泉徴収税を全額徴収して所轄の税務当局に納付できるものとします。その場合、Appleは源泉徴収および納付された当該税金の金額をデベロッパに返金しません。

デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびにそれに対する罰金または利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの資格の取得または事実上の喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Appleおよび徴収団体を補償し、損害を被らせないものとします。

(C) 居住デベロッパ

2.5 デベロッパがブラジルの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントをデベロッパの個別のブラジル納税者番号 (CNPJまたはCPFのいずれか該当する方)でアップデートする必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別のブラジル納税者番号を提供しないことにより、デベロッパのブラジル納税者番号が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションがブラジルのStoreから削除される場合があることを認めたものとみなされます。

3.カナダ

カナダにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがカナダの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにカナダのGST/HSTを追加する、またはアカウントのGST/HSTの額を更新する必要があります。また、デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにケベック州のQSTを追加する、またはアカウントのQSTの額を更新する必要があります。

デベロッパがカナダにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するため にApple Canadaを指名している場合:

3.1 一般規定

デベロッパは、カナダにおいてデベロッパを代理してApple Canadaがエンドユーザーに行う供給およびApple Canadaがデベロッパに行う供給に関連する、消費税法(カナダ)(以下、「ETA」といいます)に基づき課される物品サービス税/統合売上税(以下、「GST/HST」といいます)、ケベック州売上税(以下、「QST」といいます)、または州小売売上税(以下、「PST」といいます)の未支払い、未徴収、または未納付、ならびにそれらに関する罰金または利息に対する、カナダ歳入庁(以下、「CRA」といいます)、ケベック州歳入庁(以下、「MRQ」といいます)、およびPSTを課している州の税務当局からのあらゆる請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

3.2 GST/HST

- (a) 本添付書類Cの第3.2条は、カナダにおいて代理人であるApple Canadaを介してデベロッパが行うエンドユーザーへの供給に関して適用されます。ETAで定義されている用語は、本第3.2条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。Apple CanadaはGST/HSTのために登録済みであり、GST/HST登録番号はR100236199です。
- (b) デベロッパがカナダの居住者であるか、またはETAに基づきGST/HSTの登録が求められているカナダの非居住者である場合、デベロッパがGST/HSTのために登録済みであるか、またはGST/HSTのための登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにGST/HSTの登録申請をCRAに提出済みであることが、別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、Apple Canadaの要請に応じて、デベロッパのGST/HST登録の十分な証拠(例: デベロッパのCRAによる確認書の写しまたはCRA WebサイトのGST/HST Registryからプリントアウトした証憑)をApple Canadaに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパがGST/HSTのための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をApple Canadaに通知することを保証するものとします。
- (c) デベロッパがGST/HSTのために登録済みである場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結することにより、(i) ETAの第 177条(1.1)項に従って選定を行うことで、Apple Canadaがカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaにGST/HSTの徴収、会計処理、および納付をさせること、またフォームGST506(App Store Connectサイトで入手可能)に必要事項(自らの有効なGST/HST登録番号を含む)を記入し、署名した上でApple Canadaに返送済みであることに同意し、(ii) Appleは、デベロッパがAppleに支払うべき手数料に、デベロッパのカナダにおける住所に基づいてカナダのGST/HSTおよびQSTを適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くことに同意するものとします。
- (d) デベロッパがGST/HSTの登録をしていない場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結した上で、フォームGST506への必要事項の記入、署名、およびApple Canadaへの返送をしないことにより、(i) デベロッパがGST/HSTのために登録していないことを保証し、(ii) デベロッパがカナダの居住者ではなく、ETAの対象となる事業をカナダで行っていないことを保証し、(iii) Apple Canadaがカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaがGST/HSTを請求、徴収、および納付することを了解し、(iv) デベロッパがApple Canadaに支払うべき手数料はGST/HSTが免除されている(すなわち、GST/HST税率が0%である)ことを了解し、かつ (v) デベロッパがGST/HST登録を行っていなければならず、Apple Canadaが請求した手数料がGST/HSTの対象であったことが判明した場合、Apple Canadaに課されるいかなるGST/HST、利息、および罰金についても、Appleを補償することに同意するものとします。

3.3 ケベック州売上税

ケベック州売上税に関する法令(以下、「QSTA」といいます)で定義されている用語は、本添付書類Cの第3.3条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

- (a) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパがQSTのために登録済みであるか、またはQST登録の発効日が別紙2および別紙3の日付以前になるようにQSTの登録申請をMRQに提出済みであることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパは、Apple Canadaの要請に応じて、デベロッパのQST登録の十分な証拠(例: デベロッパのMRQによる確認書の写しまたはMRQ WebサイトのQST Registryからプリントアウトした証憑)をApple Canadaに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパがQSTのための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨をApple Canadaに通知することを保証するものとします。
- (b) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結することにより、(i) デベロッパがQSTのために登録済みであることを保証し、(ii) QSTAの第41.0.1条に従って選定を行うことで、Apple Canadaがケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple CanadaにQSTの徴収、会計処理および納付をさせること、またフォームFP2506-Vに必要事項(自らの有効なQST登録番号を含む)を記入し、署名した上でApple Canadaに返送済みであることに同意し、かつ(iii) Apple Canadaがデベロッパを代理して行うケベック州外に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売については、当該エンドユーザーはケベック州の居住者ではなく、QSTのための登録を行っておらず、当該販売はQSTが免除されていることを前提として、Apple CanadaはQSTを請求、徴収、または納付しないことを了解するものとします。
- (c) デベロッパがケベック州の居住者ではない場合、デベロッパは、別紙2および別紙3を締結した上で、フォームFP2506-Vへの必要事項の記入、署名およびApple Canadaへの返送をしないことにより、(i) デベロッパがケベック州の居住者でないことを証し、(ii) デベロッパがケベック州に恒久的施設を有していないことを証し、かつ(iii) Appleがケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、AppleがQSTを請求、徴収、および納付することを了解するものとします。

3.4 PST

本添付書類Cの第3.4条は、PSTを課税または導入している州において、代理人であるApple Canadaを介してデベロッパが行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの供給に関して適用されます。デベロッパは、上記の州においてApple Canadaがデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canadaが適用されるPSTを請求、徴収、および納付できることを了解し、これに同意するものとします。

4. チリ

チリのデベロッパ – チリ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがチリの居住者である場合、デベロッパが当該地域のVAT納税者であることを保証し、デベロッパのVATステータスの証拠を提供しない限り、Appleは、チリの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にVATを適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

5. 日本

(A) 日本におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにiTunes株式会社を指名している場合:

- 5.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理してiTunes株式会社が行うエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務(存在する場合)、(ii) 日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、および自身の納税管理者を任命することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。日本の税務当局から、日本における税金の収集、支払い、または申告の納税管理者としてiTunes株式会社を任命するよう求められた場合でも、iTunes株式会社は支援することはできません。デベロッパは可能な限り早期に自身の納税管理者を任命することに同意するものとします。別紙2の第3.5条および別紙3の第3.5条に基づく、デベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いは、デベロッパが自身の納税管理者を任命するまで行われない場合があります。
- 5.2 iTunes株式会社が日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

(B) 日本のデベロッパ - 日本国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパは、別紙2および別紙3に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしてのAppleのサービスに対する対価としてAppleが受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税について、リバースチャージ方式を採用するものとします。

6. 韓国

韓国のデベロッパ - 韓国におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが韓国の居住者であり、韓国におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd.をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパが韓国の事業者登録番号(以下、「BRN」といいます)または韓国国税庁への登録番号(以下、「韓国税金ID」と総称します)を持っていることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。

デベロッパは、App Store Connectで求められた場合、デベロッパのアカウントについてデベロッパの個別の韓国税金IDをアップデートする必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別の韓国税金IDを提供しないことにより、デベロッパの韓国税金IDが提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが韓国のStoreから削除されたり、別紙2の第3.5条および別紙3の第3.5条に基づくデベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いが行われなかったりする場合があることを認めるものとします。

デベロッパは、Apple Distribution International Ltd.の要請に応じて、デベロッパの韓国税金IDの十分な証拠(例:事業登録証明書または韓国国税庁のHomeTax Webサイトからプリントアウトした証憑)をAppleに提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な韓国税金IDを保持しなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。

デベロッパが有効な韓国税金IDをAppleに提出しない場合、Appleは、本契約に基づきデベロッパに提供するサービスに対して、韓国のVATを請求する権利を留保します。

7. マレーシア

マレーシアのデベロッパ – マレーシア国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがマレーシアの居住者であり、添付書類Aに定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、Appleは、マレーシアの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にマレーシアのサービス税を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

8. メキシコ

メキシコのデベロッパ – メキシコ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがメキシコの居住者である場合、Appleは、メキシコの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にVATを適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。 Appleは、当該手数料に対応する請求書を発行するものとします。

また、Appleは、メキシコ国内または国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売に対する送金について、メキシコの税法に従って、個人に適用される源泉徴収所得税率を適用するものとします。Appleは、その源泉徴収所得税の全額をAppleのデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をメキシコの所轄の税務当局に納付するものとします。

デベロッパが登録済みで、メキシコの有効な税金ID(R.F.Cと呼ばれています)を有している場合、デベロッパはApp Store Connect ツールを使用してデベロッパのメキシコ税金ID登録証の写しをアップロードすることにより、Appleに提供する必要があります。デベロッパは、デベロッパが有効な税金IDを保持しなくなった場合に、その旨をAppleに通知することを保証するものとします。 デベロッパが デベロッパのメキシコ税金IDについての証拠をAppleに提出しない場合、Appleは、メキシコの税法に従って、最も高い所得税率を適用するものとします。

9. ニュージーランド

9.1 総則

- (a) 1985年物品サービス税法(以下、「1985年GST法」といいます)で定義されている用語は、本添付書類Cの第9条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (b) 本添付書類Cの第9条は、本契約の終了後も有効に存続します。

9.2 ニュージーランドにおけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客に許可するためにAPLを指名している場合:

9.2.1 一般規定

- (a) デベロッパは、1985年GST法に基づくGSTの不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する内国歳入庁からのあらゆる請求について、APLを補償し、損害を被らせないものとします。
- (b) 本添付書類Cの第9.2条は、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への供給に適用されます。

(c) デベロッパおよびAppleは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行う、ニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への供給に関して、APLが電子マーケットプレイスの運営者であり、GSTの目的において1985年GST法の第60条(C)項に基づき当該供給の供給者として扱われることに同意するものとします。

9.2.2 居住デベロッパ

- (a) デベロッパがニュージーランドの居住者である場合、デベロッパおよびAPLは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年 GST法の第60条(1C)項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。
 - (i) デベロッパからAPLへのサービスの供給。および、
 - (ii) APLからニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への当該サービスの供給。
- (b) デベロッパおよびAPLは、GSTの目的において本添付書類Cの第9.2.2条(a)(i)に基づくデベロッパからAPLへのサービスの供給が1985年GST法に基づくGSTの対象でないことを認めるものとします。

9.2.3 非居住デベロッパ

- (a) デベロッパがニュージーランドの居住者ではない場合、デベロッパおよびAppleは、代理人であるAPLを介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年GST法の第60条(1B)項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。
 - (i) デベロッパからAPLへのサービスの供給。および、
 - (ii) APLからニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への当該サービスの供給。
- (b) デベロッパおよびAPLは、GSTの目的において本添付書類Cの第9.2.3条(a)(i)に基づくデベロッパからAPLへのサービスの供給が1985年GST法に基づくGSTの対象でないことを認めるものとします。
- 9.2.4 APLは、添付書類Cの第9条に基づいて作成された課税対象に関連する必要な文書を、APL自身の名前でエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客に発行するものとします。
- 9.2.5 デベロッパは、添付書類Cの第9.2条に基づいて作成された対象に関連する文書を、エンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客に発行しないものとします。
- 9.3 ニュージーランドのデベロッパ ニュージーランド国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドの居住者であり、ニュージーランド国外におけるマーケティング、ならびにニュージーランド国外に所在するエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパおよびAppleは、代理人であるAppleを介してデベロッパが行うニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのサービスの供給が、GSTの目的において1985年GST法の第60条(C)項および第60条(1C)項に基づき以下の2つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

- (i) デベロッパからAppleへのサービスの供給。および、
- (ii) Appleからニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーまたはカスタムAppの配信の顧客への当該サービスの供給。

デベロッパおよびAppleは、前記の(i)に基づくデベロッパからAppleへのサービスの供給とみなされる供給によって、Appleに1985年GST法に基づくGSTコストが発生しないことを認めるものとします。

10. シンガポール

シンガポールのデベロッパ – シンガポール国内または国外のエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがシンガポールの居住者であり、添付書類Aに定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Appleをデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパがシンガポールのGSTの登録を行っているかどうかの確認をAppleに伝えることが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。デベロッパがGSTのために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのシンガポールGST登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがシンガポールのGSTの登録を行っていない場合、またはデベロッパのシンガポールGST登録番号をAppleに提供していない場合、Appleは、シンガポールの税法に従って、デベロッパがAppleに支払うべき手数料にシンガポールのGSTを適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

11. 台湾

台湾におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが台湾において所得税を申告しており、台湾におけるエンドユーザーおよびカスタムAppの配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd.をデベロッパの代理人またはコミッショナーとして指名している場合、デベロッパが台湾におけるデベロッパの統一事業者番号(デベロッパが企業である場合)または台湾におけるデベロッパの個人識別カード番号(デベロッパが個人である場合)(以下、「台湾税金ID」と総称します)をAppleに提供することが別紙2および別紙3の条件の1つとなります。

12. 米国

米国におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが米国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにApple Inc.を指名している場合:

- 12.1 デベロッパが米国連邦所得税上の米国の居住者ではない場合、デベロッパは、内国歳入庁のフォームW-8BENまたはその他の必要な納税申告書に必要事項を記入し、App Store Connectサイトの指示に従って、記入済みのそうした申告書の写し、および適用される税法および規制の遵守に必要なその他すべての情報をAppleに提供するものとします。
- 12.2 Appleがその合理的な確信により、いずれかのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売または配布に関連して、Appleまたはデベロッパが州または地方の売上税、使用税、または類似する取引税を支払わなければならない可能性があると判断した場合、Appleは、当該税金を徴収し、所轄の税務当局に納付するものとします。そうした税金の負担またはそうした税金を徴収する責任がデベロッパに生じた場合、デベロッパは、Appleがデベロッパを代理して当該税金を徴収および納付することを許可するものとします。ただし、Appleがエンドユーザーから、当該税金を徴収しなかった場合または当該税金に対する払い戻しを受け取らなかった場合は、当該税金についてデベロッパが引き続き第一義的な責任を負うものとし、またデベロッパは、Appleが支払う必要があるが、別途回収することができない税金の支払いについてAppleに払い戻すものとします。

12.3 所得税、免許税、法人所得税、事業・職業税、またはデベロッパの所得に基づく類似する税金の納税義務をデベロッパが負っている場合、デベロッパは当該税金について全責任を負うものとします。

13. 添付書類A第2条に記載されている地域におけるエンドユーザー

添付書類A第2条に記載されている地域におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが、添付書類A第2条に記載されている国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するためにApple Distribution International Ltd. (所在地: Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland)を指名している場合:

Apple Distribution International Ltd.が、デベロッパに代わり、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、デベロッパは、かかる税金または賦課金の全額に単独の責任を負うことを認めるものとします。念のために明記すると、デベロッパがApple Distribution International Ltd.に発行する請求書は、前記の付加価値税またはその他の税金または課徴金を含み、実際にデベロッパに支払うべき金額に制限されます。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金または利息の過少納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Appleを補償し、損害を被らせないものとします。

添付書類D

デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

- 1. **了解事項**: デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Appleとの間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションおよびそのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在(デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日)の、Appleメディアサービス利用規約およびボリュームコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。
- 2. **ライセンスの範囲**: ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに付与されるライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆるAppleブランド製品上でライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、一括購入、または故人アカウント管理連絡先を使用した購入者と関連付けられた他のアカウントにより、アクセス、取得、および使用される場合を除き、Appleメディアサービス利用規約で定める利用条件で許可されたとおりに制限されていなければならないものとします。デベロッパは、特定のAppleライセンスソフトウェアに関する場合のみ、エンドユーザー使用許諾契約において、カスタムAppの配信の顧客が、デベロッパの無償カスタムアプリケーションの単一のライセンスを複数のエンドユーザーに配布することを承認する必要があります。
- 3. メンテナンスおよびサポート: デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーション およびカスタムアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関し、全面的に責任を負うものとします。 デベロッパおよびエンドユーザーは、Appleが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービス も提供する責任を一切負わないことを認めるものとします。
- 4. 保証: デベロッパは、製品に対する保証について、明示的保証、または法令に基づきもしくは黙示になされた保証のいずれであるかにかかわらず、免責が有効になされているものを除いて、全面的に責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーはAppleにその旨を通知し、Appleは当該エンドユーザーに対してかかるアプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容されるかぎり、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して、Appleは、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが全面的に責任を負うものとします。
- 5. 製品に関する請求: デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの保有または使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの請求、たとえば、(i) 製造物責任に関する請求、(ii) ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに対する請求、ならびに、(iii) 消費者保護法、プライバシー法、あるいは類似の法令規則(デベロッパのライセンスアプリケーションでのHealthKitおよびHomeKitフレームワークの使用に関連するものを含みます)に基づき発生する請求、などに対処する責任をデベロッパが負担し、Appleは一切の責任を負わないことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限してはならないものとします。
- 6. **知的財産権**: デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による請求があった場合、デベロッパは、当該知的財産権の侵害に対する請求に関する調査、反論、和解、および解決について全責任を負うものとし、Appleは一切の責任を負わないものとします。
- 7. 法令遵守: エンドユーザーは、自身の所在地域が、(i) 米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」国家に指定されている地域ではないこと。および (ii) エンドユーザーが禁輸または輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。
- 8. デベロッパの名前および住所: デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名称、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して質問、苦情、または請求を行う窓口となる連絡先情報 (電話番号や電子メールアドレスなど)を記載するものとします。

- **9. 第三者の契約条件:** デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、たとえば、デベロッパがVoIPアプリケーションを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載しなければならないものとします。
- 10. 第三者受益者: デベロッパおよびエンドユーザーは、AppleおよびAppleの子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Appleは、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を獲得し、かつ、かかる権利をAppleが引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

添付書類E

App Store追加規約

- 1. App Storeでの見つけやすさ: App Storeにおけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Appleは、App Store内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。
- (a) アプリケーションランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。たとえば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリケーションのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store内でのローンチの日付(関連する検索のために考慮される場合があります)、Appleが公表したいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータによって、顧客の検索クエリに最も関連する結果が返されます。
- (b) App Store内で取り上げるAppについて検討する際、Appleのエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいAppおよび大幅にアップデートされたAppに着目し、高品質のアプリケーションを探します。Appleのエディターが考慮する主なパラメータは、UIデザイン、ユーザーエクスペリエンス、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store製品ページのスクリーンショット、Appプレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールに関するかかるパラメータに関しても考慮します。これらの主なパラメータにより、高品質で優れた設計の革新的なAppが表されます。
- (c) デベロッパがApp Store上でのデベロッパのアプリケーションに対する有料プロモーションのためにAppleサービスを利用する場合、デベロッパのアプリケーションは、検索結果ページ上のプロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

Appの見つけやすさに関して詳しくは、https://developer.apple.com/app-store/discoverability/をご参照ください。

2. App Storeデータへのアクセス

デベロッパは、Appアナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect 内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリケーションの販売およびApp内課金 (サブスクリプションを含む) に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、Appアナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、https://developer.apple.com/app-store/measuring-app-performance/をご参照ください。Appアナリティクスのデータは、Appleの顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、https://developer.apple.com/app-store-connect/analytics/ご参照ください。Appleは、他のデベロッパによるApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。またAppleは、デベロッパのApp Storeの使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することもありません。そのようなデータ共有は、AppleのプライバシーポリシーおよびAppleによるかかるデータの取り扱い方法に対するAppleの顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパがApp Store Reviewガイドラインに従っている場合に限ります。

Appleは、Appleのプライバシーポリシーにおいて概説されているように個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへのAppleのアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、https://support.apple.com/en-us/HT210584の「App Store & Privacy」をご参照ください。 Appleは、Appleと連携してApple製品およびサービスを提供する、 Appleの顧客への販売を支援する、Appleに代わり広告を販売してApp StoreおよびApple News and Stocksにおいて表示する 戦略パートナーに非個人情報を提供する場合があります。かかるパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Appleがビジネスを 展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. 苦情および調停に関するP2B規則

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business規制(以下、「P2B規則」といいます)の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、およびそれらの国に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうしたP2B規則に従い、https://developer.apple.com/contact/p2b/における次の問題に関して、苦情を提出することができます。(a) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B規則に定められた義務をAppleが遵守していない疑いがある、(b) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または (c) デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Appleが講じた措置または行為。Appleはかかる苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Apple は以下の仲裁委員会を指定します。Appleは当該仲裁委員会と共に、関連するApp Storeサービスの提供に関して生じたAppleとデベロッパとの間の紛争(Appleの苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む)の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution P2B Panel of Mediators 70 Fleet Street London EC4Y 1EU 英国 https://www.cedr.com/p2bmediation/